

● 給与及び公的年金等（雑）所得の計算

(注) 次に当てはまる方はこの用紙では所得の計算ができませんので、電話にてお問い合わせください。

- ・ 給与等の収入金額が 850 万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合
- ・ 給与等の収入金額が 850 万円を超え、23 歳未満の扶養親族がいる場合
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合

次の①～③のどれに当てはまるか確認のうえ、記載の手順により計算してください。計算にあたっては給与支払元や年金支払元から配布された源泉徴収票をご用意ください（見方は裏面をご参照ください）。複数より給与及び年金を受けている場合はそれぞれ合算のうえ、計算してください。

① 給与収入があるが、公的年金等による収入はない方

表 1 で給与所得控除後の給与等の金額を計算し、計算結果を申告書表面「⑥」欄へ転記してください。

② 公的年金等による収入があるが、給与収入はない方

表 2 で公的年金等の雑所得の金額を計算し、計算結果を申告書表面「⑦」欄へ転記してください。

③ 給与収入と公的年金等による収入の両方がある方

- 1、表 2 で公的年金等の雑所得の金額を計算し、計算結果を申告書表面「⑦」欄へ転記してください。
- 2、表 1 で給与所得控除後の給与等の金額を計算してください。
- 3、表 3 で、1、2 で計算した額を元に給与所得を計算し、申告書表面「⑥」へ転記してください。

表 1（給与所得控除後の金額計算）

給与の収入額 (A)	給与所得金額 (C)
650,999円以下	0 円
651,000円 ～ 1,899,999円	A-650,000円 円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	A÷4 (千円未満切捨) B B×2.8-80,000円 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	,000円 B×3.2-440,000円 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円 円
8,500,000円以上	A-1,950,000円 円

表 2（公的年金等の雑所得金額計算）

公的年金等の収入額 (D)	公的年金等の雑所得 (E)
昭和 3 5 年 1 月 2 日以後生まれ 6 5 歳未満 600,000円以下	0 円
600,001円 ～ 1,299,999円	D-600,000円 円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	D×0.75-275,000円 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	D×0.85-685,000円 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	D×0.95-1,455,000円 円
10,000,000円以上	D-1,955,000円 円

公的年金等の収入額 (D)	公的年金等の雑所得 (E)
昭和 3 5 年 1 月 1 日以前生まれ 6 5 歳以上 1,100,000円以下	0 円
1,100,001円 ～ 3,299,999円	D-1,100,000円 円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	D×0.75-275,000円 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	D×0.85-685,000円 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	D×0.95-1,455,000円 円
10,000,000円以上	D-1,955,000円 円

表 3（調整控除後の給与所得計算）

表 1 の計算額 (C) + 表 2 の計算額 (E)	(F) 円
(F) が 10 万円を超える ↓	
給与所得金額 (表 1 の計算額 (C))	(最高 10 万円) (G) 円
公的年金等の雑所得の金額 (表 2 の (E))	(最高 10 万円) (H) 円
所得金額調整控除額	((G) + (H)) - 10 万円 (I) 円
調整控除後給与所得額 (表 1 の (C) - (I))	円

(F) が 10 万円以下 ↓

表 1 (C) の金額を申告書表面⑥へ転記してください。

申告書表面⑥へ転記してください ↑

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	有田市箕島〇〇番地	
	氏名	有田 太刀魚	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
給料・賞与	6,847,500	5,062,750	4,559,846
控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数
有 従有	老人 特定 老人 其他	1 1 4	5
控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数
有 従有	老人 特定 老人 其他	1 1 4	5
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
410,000	909,846	120,000	50,000
(摘要) (1)有田五郎 (2)有田六郎(02) (3)有田四季子(16歳未満)			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
180,000	100,000	90,000	360,000
住宅借入金等特別控除の適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除の金額
2	29 1 10	住(特)	11,500,000
住宅借入金等特別控除の適用数	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除の金額
205,000	4 1 20	住(特特)	9,000,000
控除対象配偶者の有無等	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
有田 蜜柑	100,000	176,460	196,000
控除対象扶養親族	氏名	区分	年齢
1	有田 一郎	40	
2	有田 次郎		
3	有田 三郎		
4	有田 四郎		
未成年者	外国 死亡退職 災害者	本人が障害者 特 其他	勤労学生
中途就・退職	就職 退職	年 月 日	元号 年 月 日
7			昭和 33 1 1
支払者	住所(居所)又は所在地	和歌山県有田市箕島〇〇番地〇〇〇	
株式会社 美味しい蜜柑	氏名又は名称	(電話) 0737-83-〇〇〇〇	

この部分が給与の収入額です

6,847,500

(受給者交付用)

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	和歌山県有田市箕島〇〇番地〇〇〇	
氏名	生年月日	昭和 33 年 1 月 1 日	
区分	支払金額	源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			
所得税法第203条の3第7号適用分			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
特別障害者 其他の障害者	ひとり親 寡婦 一般 老人	特定 老人 其他	障害者の数
			特別 其他
源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数
有田 太刀魚	1		
(摘要)	有田 太刀魚	2	
支払者	法人番号	所在地	名称
			電話番号

この部分が公的年金等の収入額です

「所得額」は別紙2表面の表2で確認してください

(受給者交付用)